

第5章 基本構想

1 那須町の将来像

本町の強み・弱みなどを踏まえつつ、行政と町民が一体となってまちづくりに取り組んでいくための目標として、平成28年度から令和7年度までの10年間の展望した本町が目指すべき将来の姿を以下のとおり設定しています。

—町の将来像—

みどり輝き活気と笑顔あふれるまち ふるさと那須

【将来像のイメージ】

■“みどり輝き”とは

：町民はもとより、那須町を訪れる人が愛してやまない那須の大自然が守られている。また、本町の重要産業である農業、林業等の活性化が図られ、生産者、消費者双方にとって魅力あふれるまちとなる姿をイメージしています。

■“活気”とは

：那須町に住んでいる人、仕事や学業、観光で訪れる人、また企業や団体が積極的に交流し、社会的、経済的活気に満ちあふれている。また、那須町の歴史と伝統を継承しながら、皆で協力し、より良いまちづくりのため常に新しいことに挑戦している姿をイメージしています。

■“笑顔あふれる”とは

：子どもから高齢者まで、町民はもとより、那須町を訪れる全ての人の安全が確保され安心して過ごし、暮らせている。また、健康増進、スポーツ振興、文化振興が図られ皆が元気に笑顔で過ごしている姿をイメージしています。

■“ふるさと那須”とは

：那須町に関わる全ての人、企業、団体が協働のまちづくりのもと、本町が持つ資源、特色を最大限発揮し、一人ひとりが自分のまちに誇りを持ち、住み続けたいと思う「ふるさと」になる。また、本町の持つ魅力が広くPRされ、多くの人にとって新たな「ふるさと」になることをイメージしています。

2 基本方針

[基本方針：主要施策の体系]

平成28年度からスタートした基本構想に定めている町の将来像「みどり輝き活気と笑顔あふれるまち ふるさと那須」を基本とし、持続可能なまちづくりの理念として「SDGs」の考え方を念頭に、8つの基本方針を継続します。

■ 基本方針 1

“自然・環境・共生”のまち

■ 基本方針 2

“住まい・暮らし・定住”のまち

■ 基本方針 3

“子育て・健康・福祉”のまち

■ 基本方針 4

“観光・交流・連携”のまち

■ 基本方針 5

“しごと・活力”のまち

■ 基本方針 6

“安全・安心”のまち

■ 基本方針 7

“教育・文化・スポーツ”のまち

■ 基本方針 8

“協働・行財政”のまち



出典：国際連合広報センターホームページ

※SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

[基本方針：主要施策の内容]

(1) “自然・環境・共生”のまち（自然、環境）

比類のない豊かな自然環境を町民の財産として後世に継承していくとともに、環境保全に対する意識の高まりを踏まえ、循環型社会の構築や適正な再生可能エネルギーの導入に努めるなど、環境との共生に配慮したまちづくりを進めます。



《基本方針の実現に向けた施策》

- 地球温暖化対策の推進
- 生活環境対策の推進
- 循環型社会の形成（地域循環共生圏の形成）

※地域循環共生圏とは、第5次環境基本計画で提唱された各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

(2) “住まい・暮らし・定住”のまち（住環境、都市基盤、定住）

ふるさとの愛着の高さや、首都圏からゆとりを求めて移住する高齢者が多い状況を踏まえながら、さらに若い世代が快適に暮らし続けることのできる環境づくりに向け、生活の舞台となる住空間や身近な商業空間の充実、道路・公園などの生活基盤の整備を進めることで住んでみたい、暮らし続けたいと感じるまちづくりを進めます。



《基本方針の実現に向けた施策》

- 若者から高齢者までの定住化の促進
- 秩序ある土地利用の推進
- 良好な生活空間の形成（生活基盤施設の整備）
- 安全な水の安定供給
- 生活排水処理の推進
- 人にやさしい社会の実現

(3) “子育て・健康・福祉”のまち(子育て支援、健康、福祉)

地方都市の共通課題である少子高齢社会の進展や若者層の流出に歯止めをかけるため、定住施策の展開と合わせた子育て支援の充実に努めるとともに、地域の福祉力の向上や健康づくり、福祉サービスの充実を図り、誰もが生きがいを持ち、共に支え合いながら、自分らしく活躍できるまちづくりを進めます。



《基本方針の実現に向けた施策》

- 子ども・子育て支援環境の充実
- 幼児教育環境の充実
- 地域福祉の充実
- 高齢者の自立支援の推進
- 障がい者の自立支援の推進
- 健康づくりの推進

(4) “観光・交流・連携”のまち(観光、交通、コミュニティ活動)

本町を代表する自然、観光・レクリエーション、産業、さらにはスポーツなど、地域の魅力や知名度を際立たせる資源の活用にも努めるとともに、新たにSociety5.0の考え方を取り入れるなど、町内外あるいは国内外の様々な交流・連携を高める基盤の充実を図り、本町の活力あるまちづくりにつなげていきます。



《基本方針の実現に向けた施策》

- 国内外からの誘客促進
- 公共交通の整備
- 地域情報化の推進 (Society5.0社会の実現)
- 国際交流の推進
- 道路整備の推進

※Society5.0とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のことです。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

(5) “しごと・活力”のまち（農林業、鉱工業、商業）

町の特徴ある産業を牽引する農林業や鉱工業の活性化に向け、新鮮で安全な食材の地産地消の仕組みづくりや、八溝材・芦野石などの活用促進に努めるとともに、積極的な企業誘致の推進や日々の暮らしを支える地元商業空間の再生を図るなど、本町の活力を創出する雇用の場の確保につなげていきます。



《基本方針の実現に向けた施策》

- 農業の活性化
- 林業の活性化
- 鉱工業の振興
- 商業の活性化
- 勤労者への支援の推進
- 消費者の安全の確保
- 企業誘致の推進

(6) “安全・安心”のまち（防災、防犯、交通安全）

近年の異常気象による集中豪雨や、火山噴火などの災害発生に備えた防災施設や災害発生時における情報の伝達・避難誘導等の防災体制の強化を図るとともに、消防、警察等関係機関と連携し、防犯体制の強化や交通安全対策を推進することにより、安全で安心した生活を送ることができるまちづくりを進めます。



《基本方針の実現に向けた施策》

- 防災対策の推進
- 情報伝達の充実
- 防犯対策の推進
- 交通安全対策の推進

(7) “教育・文化・スポーツ”のまち(学校教育、生涯学習、文化、スポーツ)

まちづくりにおける人づくりの重要性を踏まえつつ、心身ともに健やかな子どもを育む特色ある学校教育の充実やコミュニティ・スクールの活性化を図るとともに、町民の生活の質を高める、文化やスポーツなどに日々親しみ、活躍することのできる環境を整えるなど、人材育成のまちづくりを進めます。



《基本方針の実現に向けた施策》

- 那須の人づくりの推進
- 男女共同参画の推進
- 青少年の健全育成の推進
- 学校教育環境の充実（ICT教育の推進）
- 特別支援教育の充実
- コミュニティ・スクールの充実
- 地域文化活動の活性化
- スポーツ・レクリエーションの推進

(8) “協働・行財政”のまち(協働、行政サービス、行政組織)

町民と行政の連携による協働によるまちづくりや、効率的な行政運営、財政の健全化を図り、本町の特性に応じた持続可能なまちづくりを進めるとともに、広域的に取り組むことが効果的な課題については、定住自立圏等を活用し、他自治体との連携による対応を検討していきます。



《基本方針の実現に向けた施策》

- 地域づくり活動の推進
- 行政サービスの向上
- 適切な行財政運営
- 町有財産の適正管理
- 広域行政（定住自立圏構想等）の推進

3 重点的な取り組み

本町が直面している人口減少や少子高齢化、社会インフラ等の確保などの課題に対応し、町の魅力・活力が今後とも維持されるよう、事業を展開します。その中でも、特に重点的な取り組みを以下のとおり設定します。

■定住（移住）を促すまちづくりへの取り組み

ゆとりある暮らしを志向する多くの高齢者の転入に加え、若者層においても本町に住む魅力が感じられるよう、住みやすいまちづくりや観光・交流の場づくりに努めます。

また、若者層が住みやすい町営集合住宅等の建設を推進し、新たな居住者を積極的に受け入れる環境づくりに重点的に取り組みます。

■子育てしやすいまちづくりへの取り組み

子どもたちは、次代のまちづくりを担う地域の宝であると同時に、これ以上の少子化の進展は本町の活力低下に大きな影響を与えるため、合計特殊出生率の向上を目指し、親が安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりに重点的に取り組みます。

■新型コロナウイルス感染症への取り組み

令和2年1月16日の国内初の感染確認報道から都市部を中心に感染者が増加し、感染経路が不明な感染が多数発生しました。さらに、世界的な感染拡大に発展し国内で発見される輸入症例も増加したことから、政府は4月7日に緊急事態宣言を発出し、国民一丸となって感染症拡大防止に取り組んだところです。

しかしながら、終息には、更に時間を要するため、感染拡大防止対策の継続が必要です。また、経済活動や今までの生活態様に大きな影響を及ぼしていることから、次の事項について重点的に取り組みます。

○生活支援

SDGsの理念に基づき生活弱者や雇用の確保支援等、きめ細やかな対策に取り組みます。

○教育・福祉対策

学校の臨時休業等による教育機会の喪失防止対策、福祉施設や医療機関等への支援に取り組みます。

○地域経済対策

感染リスクをコントロールしながら、段階的に経済活動レベルを引き上げていく必要性があります。感染状況や感染拡大リスク等を検討しながら、イベント等の実施や観光・農産物のPR等、町の魅力発信に取り組みます。

○新しい生活様式への対応

「3密回避」や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」などの基本的な感染対策の継続や、ワーケーション等の推進に取り組みます。

4 将来人口の展望

《那須町の将来人口の予測》

平成27年の国勢調査人口24,919人を基準に、国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計では、令和7年には約22,000人にまで減少が見込まれ、少子高齢の傾向が一層進展するものと予測されます。

－人口減少傾向の抑制に向けて－

第7次振興計画においては、若年層の転出抑制や流入の促進、子育て層を中心とした暮らしやすい環境づくりなどを重点的な取り組みとして位置づけ、可能な限り人口減少傾向の抑制に努めていくものとします。

【将来人口の展望】 令和7年 23,688人

－那須町の将来人口の展望－



注) H27以降の将来人口は、住民基本台帳を基準として国立社会保障・人口問題研究所が示した減少率を参考に推計したものです。

人・(%)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口	27,027	26,693	26,765	26,203	24,975	23,688
年少人口 (14歳以下)	4,054 (15.1)	3,513 (13.2)	3,136 (11.7)	2,577 (9.8)	2,280 (9.1)	2,171 (9.2)
生産年齢人口 (15～64歳)	16,945 (62.9)	16,468 (61.8)	16,005 (60.0)	14,756 (56.3)	13,104 (52.5)	11,907 (50.3)
老年人口 (65歳以上)	5,932 (22.0)	6,684 (25.0)	7,573 (28.3)	8,870 (33.9)	9,591 (38.4)	9,610 (40.6)

注) 構成比については四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある。

5 まちの空間構造

豊かな自然環境や変化に富んだ地形条件を守り、これまで築かれてきた市街地や広域交通基盤などの既存資源を最大限に活かしながら、本町における定住機能や連携・交流機能を高め、環境や都市経営の観点からも持続可能となる、まちの空間構造の形成を図ります。

1) 拠点エリアの形成

(1) 活力拠点

黒田原地区のJR黒田原駅周辺においては、居住、商業、工業、行政などの都市機能が集積し、本町の様々な活動が展開される中心地としてふさわしい環境を形成します。

(2) 定住拠点

JR高久駅周辺地区や新高久周辺地区においては、周囲の自然環境と調和した快適でゆとりある暮らしを支える良好な定住環境を形成します。

(3) 観光拠点

湯本地区や那須高原地区、芦野地区等の町内拠点エリアにおいては、自然資源や歴史資源、温泉資源などの魅力を高めるとともに、周囲の景観と調和した観光関連施設の適切な立地を促し、国内外の広域的な観光の受け皿となる環境を形成します。

(4) 交流拠点

広谷地区や伊王野地区の道の駅を交流拠点に位置付け、観光客のみならず、地域のさまざまな生活ニーズを支える機能強化に努めるとともに、芦野地区の遊行庵についても交流拠点化を推進します。

2) ゾーンの形成

(1) 自然環境ゾーン：那須連山

日光国立公園や那須連山など貴重な自然環境・景観を有する区域については、環境の保護や生態系の維持を基本に、将来にわたり保全に努めます。

(2) 森林ゾーン：八溝山地

八溝山地の森林をはじめ豊かな自然環境・景観を有する区域については、農業生産基盤や林業生産基盤との調和を基本に、将来にわたり保全に努めます。

(3) 田園・平地林ゾーン

田園地帯や平地林など緑豊かな自然環境との調和を基本に、農業生産基盤の保全を図りながら、良好な集落地や優良な保養地としての環境形成に努めます。

(4) 住宅ゾーン

商業・業務の場との近接性や交通アクセスの利便性など、それぞれの地区が持つ立地特性に応じながら、生活環境の向上を図り、良好な居住環境を有する住宅地の形成に努めます。

(5) 商業・業務ゾーン

JR黒田原駅周辺については、既存の商業機能の向上による日常的な生活を支える近隣商業地の形成に努めるとともに、湯本地区周辺については、周囲の自然景観と調和した店舗・施設等の適切な集積・立地による観光商業地の形成に努めます。

(6) 工業ゾーン

菱喰内工業団地や黒田原地区の準工業地域については、広域交通アクセスの利便性を活かしながら、周囲の自然環境と調和した良好な操業環境の維持・充実に努めます。

3) 軸の形成

(1) 広域交流軸（高速道路・国道）

【東北縦貫自動車道、一般国道4号】

東京圏や東北圏、県都宇都宮市等との広域的な交流を担い、本町の産業活動の振興や観光の活性化を促す骨格軸として位置づけます。

(2) 交流軸

【一般国道294号、主要地方道那須高原線・矢板那須線・那須西郷線・黒磯棚倉線、一般県道豊原高久線等】

周辺市町との連絡や町内の各地域の交流を担い、本町の日々の暮らしを支える主要な軸として位置づけます。

一図：まちの空間構造



	活力拠点		定住拠点		観光拠点		交流拠点（道の駅等の拠点施設周辺）				
	自然環境ゾーン （那須連山）		森林ゾーン （八溝山地）		田園・平地林ゾーン		住宅ゾーン		商業・業務ゾーン		工業ゾーン
		広域交流軸（高速道路）				広域交流軸（国道）				交流軸	